

平成 31 年度予算編成方針

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

1 基本姿勢

(1) 町民本位の改革

各事業が住民本位に基づくものとなっているか再点検を行い、制度・組織維持のための事業は厳に慎むこと。従来通りの事業の繰り返しではなく、新たな視点・手法などを取り入れ、それを発展させながら最終的に町民に喜んでいただける事業を創造する。

(2) 自立支援型行政

持続可能なまちづくりのため、従来の「要求充足型行政」から「自立支援型行政」への転換が必要な時期がきている。全てを行政が直営で行うのではなく、町民の力を引き出し、その力を行政が補完するまちづくりを目指す。

(3) 自らが求める事業

要求にあたり職員は、「自分ごと」として自分自身の限られたお金を使うとした場合、本当に他の事業より優先して投資する価値があるのかを再考し、要求を行うこと。

また、その取り組みは「町民ニーズに応えるものとなっているか」かつ「職員自身の仕事の喜びにつながる事業か」を念頭において行う。

2 国及び琴浦町の現状・財政状況

(1) 国の状況

内閣府が平成 30 年 9 月に公表した月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としている。

このような状況下において、国は「平成 31 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「新経済・財政再生計画の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。」とし、歳出全般にわたり「施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

また、予算の重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を昨年度に引き続き設置し、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」及び「未来投資戦略 2018」等を踏まえた諸課題に予算措置を行うこととしている。

また、地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「経済・財政再生計画との整合性に留意しつつ、要求する。」とし、トップランナー方式による歳出改革・効率化が、地方自治体にも求められている。

(2) 町の現状

琴浦町では、合併以降、「新町まちづくり計画」、「第1次琴浦町総合計画」、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第2次琴浦町総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んできた。

「人口減少」が全国的な課題となる中、琴浦町においても、平成30年10月1日現在の人口は17,579人で、高齢化率は35.4%となり、合併以降、人口は2,703人減少し、高齢化率は7.4%上昇している。このことから、国が進める「地方創生」について、本町においても喫緊の課題として位置付け、平成27年10月に「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「ひとの活力が、まち全体の元気と希望につながる」という理念のもと、課題の克服に向けた取組みを開始した。

平成29年3月に策定した「第2次琴浦町総合計画」では、この「地方創生」の理念のもとに琴浦町の将来像を「みんなが輝く住みよいまち～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウラライフ～」とした。その中で、普遍的な価値である「人権」を基軸として、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と有機的に連携・展開し、琴浦町が抱える課題の解決や将来像の創造を目指した取組みを開始したところである。

その中でも、平成29年度には、主なソフト事業として、基本テーマ「地域の宝である子どもを産み育てやすいまちづくり」における「子育て世代包括支援センター事業」の新設、「安定した就労環境の整備と魅力あるしごとづくり」における「ギンザケ養殖新産業創出戦略事業」の推進、「ふるさとの魅力を誇り、生き生きと輝くひとづくり」における「ふるさと創生塾」の開塾などを行った。

また、高度経済成長期の人口増加と好景気の中で整備された公共施設の老朽化が深刻化し、施設の更新時期を迎えるとともに、少子高齢化及び人口減少が進む中、町の財政構造などを考慮し、公共施設の複合化、廃止などを含めた適正配置のための「琴浦町公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定を行い、施設のあり方を抜本的に見直すこととした。その中であって、平成30年度は公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化などにより機能を残しながら、施設を減らすことを目的として、個別施設計画の策定を推進しているところである。

県内の中小企業の景況については、鳥取県商工会連合会が発表した中小企業景況調査報告書では、平成30年4月期から6月期については、「建設業、サービス業で改善、来期は建設業以外で回復の見通し」としており、産業全体で回復の見通しとなっている。

(3) 町の財政状況

本町の普通会計における平成29年度の決算では、歳入において、地方税が前年度に比べ58,751千円増額となり、寄附金については、ふるさと納税の減収により46,802千円減額となった。地方税は、リーマンショック（平成20年度）以降、減収傾向にあり平成20年度との比較は、1億5千万円以上の減収となっている。

普通会計ベースにおける公債費については、合併以降の社会基盤整備に伴う町債の発行が増加し、平成29年度決算においては、15億9百万円にのぼり、歳出決算額の約13%を占めた。今後、平成31年度から35年度において、公債費は高い水準で推移する見込みである。また、そのピークについては、公共施設の更新に係る起債などが推計に含まれていないことから、現在の推計に対してさらなる公債費の増加が見込まれる。

決算統計における主要な財政指標である実質公債費比率、将来負担比率は、健全な範囲ではあるものの、今後、地方債残高及び各年度の償還額の増加による財政悪化が懸念される。また、経常収支比率については、平成 29 年度決算において、前年度から 2.7%減少し 89.0%と改善したが、財政の硬直化が進行している。

経常的支出について、性質別にみると、人件費については、合併以降の職員削減により 5 億 7 千万円の削減が図られたものの、扶助費が 15 億 4 千万円に達し、合併直後（平成 16 年度）の 2.2 倍にまで増加している。高齢化等の影響により、社会保障費が増加の一途を辿っており、今後も増加傾向にある。物件費についても、職員数を削減し臨時職員を配置したことや、システム導入及びその保守料の増加などに起因し、合併時より 1.3 倍近くに増加を続けている。

平成 31 年度の見通しについては、町の主要な収入である地方交付税も、合併算定替方式から一本算定への段階的な移行により平成 32 年度まで減収が見込まれる。

平成 20 年度税制改正により創設されたふるさと納税制度により本町においても、ふるさと納税に係る寄附額は、平成 28 年度と平成 29 年度の各年度ともに約 3 億円と県内町村の中でも上位に位置し、本町の主要な財源となってきている。しかし、ふるさと納税の寄附金については、町税などと異なり年度により大きく増減するものであり、臨時的な収入であることを認識しなくてはならない。

今後、引き続き、一般会計はもとより各特別会計の展望と課題を把握し、一般会計との関連性を的確に捉える必要がある。また、基金については、その目的に応じた各基金の持続性のある計画的な運用が不可欠である。

3 基本方針

町の財政状況にて示したとおり、厳しい財政状況や行政課題が山積する中、持続可能なまちづくりと琴浦町の将来像である「みんなが輝く住みよいまち～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウラライフ～」に向けた「第 2 次琴浦町総合計画」の推進を図る。

歳入については、普通交付税の合併算定替方式等の影響により引き続き減収が見込まれることから国・県の予算編成に注視し、補助金等の特定財源を積極的に活用するとともに、基金の取崩しは前年度並みとする。

歳出については、これまでの事業について、「サマーレビュー」や「平成 29 年度事業評価書」などを踏まえて成果や課題を徹底的に検証し、選択と集中、スクラップアンドビルドを徹底して行うとともに、コスト意識を持ち、様々な工夫を行い、必要最小限の費用で最大の効果を発揮するよう事業構築するとともに、優先順位の高い事業に財源を配分する。

なお、毎年度、不要額の減額補正が生じているが、不要額とした一般財源については、本来、その他の事業（住民サービス）へ充てることができたものである。このことから、見積りの精度をさらに上げ、限られた財源を十分に発揮する予算見積りを行うこととする。

ふるさと納税については、納税者の共感が得られる使い途について、まちの課題解決の手段とするとともにまちの PR につながっているかという視点で各所属において検討を行うこと。

これらのことを踏まえた上で、限られた財源、人員にて最善を尽くすことを念頭に、次の留意する事項を前提に、年間を通じた見積りを行うこと。

4 要求にあたって特に留意する事項

(1) 課内等での十分な精査

事業の必要性・効率性を判断し、既存事業であっても住民生活への影響を考慮しつつ見直しを所属長のリーダーシップのもとに課内で実施すること。

また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

(2) 「第2次琴浦町総合計画」、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた将来像の実現のための各種事業の優先順位を見極め、戦略的に展開する。

「第2次琴浦町総合計画」、「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、各事業のイノベーションを行うとともに、積極的に先駆性のある事業にチャレンジする要求を行うとともに、総合計画の3年目を迎えることから、再度、町民本位で進めているかを再点検すること。

(3) 持続可能な財政構造への転換

あらゆる事業について、次の点に留意したPDCAサイクルの徹底及び積極的なスクラップアンドビルドを行うこと。

ア 「サマーレビュー結果」「平成29年度事業評価書」

イ 補助金等の創設時の経済・社会状況からの変化（協働のあり方の見直し）

ウ 各事業の本来の目的

エ 所期の目標の達成状況

オ 業務の改善・効率化

（既存イベントの改善、働き方改革の推進、時間外勤務の削減を含む）

(4) 前年度予算額の範囲内で所要額を見積もること

経常的な経費については、漫然と前年度と同額または増額要求することは原則認めない。増額が必要となる場合は、根拠を明らかにし、その必要性や効果を十分に検証した上で要求すること。特に、需用費などの経費は前年度決算を分析し、安易な要求をしないこと。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設の修繕・改修にあつては、公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画を念頭に置くとともに、今後の施設の活用方法・あり方を熟考し、要求を行うこと。

(6) 国県支出金等の特定財源等の活用

国・県の補助金や実施事業を積極的に活用すること。

ただし、補助金があるから実施するのではなく、真に必要なかどうかの視点をもつこと。

(7) ふるさと納税の寄附者の共感が得られる使途

ふるさと納税の寄附者の共感が得られ、かつ、住民本位の事業となり、さらにまちのPRにもなるよう、各課にて検討を行った上で、充当事業を要求すること。

(8) 平成 30 年発生災害復旧事業を最優先

投資的経費については、平成 30 年発生災害復旧事業を最優先とする観点から、繰越事業費を勘案の上、事業費が過多とならないよう要求を行うこと。

(9) コスト意識

より事業効果を発揮するよう改善に努め、費用対効果について、十分に留意した上で予算要求を行うこと。なお、今回から正規職員の人件費を含めたトータルコストを算出するため、事業説明書に正規職員の人件費記入欄を新設したので注意すること。

(10) 臨時職員のヒアリング結果の反映

平成 32 年度より運用される会計年度任用職員制度に関連して、別途行うヒアリング等の結果を反映し、必要性・業務量などを総合的に勘案した上での要求とすること。

(11) 消費税率引き上げへの対応

平成 31 年 10 月に予定される消費税率引き上げ（8%→10%）については、執行時期を勘案し、歳入歳出予算に適切に反映させ、引き上げにかかる歳出増を含め、扶助費（法定義務負担分）、公債費を除き、(3) のとおり前年度予算額の範囲内で所要額を見積もること。

(12) 住民・議会からの要望事項、監査委員会の指摘事項等を精査すること

自治会や各種団体等、町民からの要望について真摯に検討するとともに、議会や監査委員の指摘、議論を踏まえること。出先機関・学校からの要求については、そのままを要求することなく、主管課でよく精査すること。また、必ず現場を確認し、現場の声を聞いた上で真に必要と判断したものを要求すること。